# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月19日

【会社名】 日本BS放送株式会社

【英訳名】 Nippon BS Broadcasting Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 近藤 和行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

【電話番号】 03-3518-1800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO執行役員 平山 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

【電話番号】 03-3518-1900

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO執行役員 平山 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1【提出理由】

当社は、2021年11月17日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2021年11月17日

#### (2) 決議事項の内容

会社提案(第1号議案から第5号議案まで)

第1号議案 剰余金処分の件

(1)配当財産の種類

余銭

(2)株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額356,077,900円

(3) 効力発生日

2021年11月18日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会及び取締役会の柔軟かつ機動的な運営を可能とする事を目的に、現行定款第14条及び第23条に定める 株主総会及び取締役会の招集権者を「取締役社長」から「代表取締役」へと変更するものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

齋藤知久、小野寺徹、田﨑勝也、平山直樹、遠藤寛、近藤和行、新井良亮、山口香及び村田博文の9氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

横山浩司、伊藤秀行及び小椋英正の3氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件

2017年11月14日開催の第19回定時株主総会にて承認可決された当社取締役に対する現行のストック・オプション制度に関して、会社法関連法改正に伴い記載事項の一部追加等の変更をしたうえで、改めて年額50百万円以内の範囲で制度を継続するものであります。

## 株主提案

第6号議案 剰余金の処分の件

ア.配当財産の種類

全銭

イ.配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金50円 総額890,194,750円

ウ.効力発生日

本株主総会開催日の翌日

工.配当金支払開始日

本株主総会開催日の7営業日後

# (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成(反	吉果及び 対)割合 6)
第1号議案 剰余金処分の件	137,575	10,662	1	(注) 1	可決	92.10
第2号議案 定款一部変更の件	151,466	608	0	(注) 2	可決	98.86
第3号議案 取締役9名選任の件						
齋藤知久	146,979	5,095	0	(注) 3	可決	95.93
小野寺徹	147,035	5,039	0		可決	95.97
田﨑勝也	150,129	1,945	0		可決	97.99
平山直樹	150,127	1,947	0		可決	97.99
遠藤寛	150,161	1,913	0		可決	98.01
近藤和行	150,802	1,272	0		可決	98.43
新井良亮	150,040	2,034	0		可決	97.93
山口香	150,074	2,000	0		可決	97.95
村田博文	149,999	2,075	0		可決	97.90
第4号議案 監査役3名選任の件						
横山浩司	151,287	787	0	(注) 3	可決	98.74
伊藤秀行	138,758	13,316	0		可決	90.57
小椋英正	147,004	5,070	0		可決	95.95
第5号議案 取締役に対する株式 報酬型ストック・オ プションの内容決定 の件	150,567	1,506	0	(注) 1	可決	98.28
第6号議案 剰余金の処分の件	10,516	137,738	1	(注) 1	否決	7.03

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。